

施術所に係る届出

施術所開設の場合

	届出用紙の名称	事項	根拠法令等		様式	提出日	提出数
			あはき法	柔道整復師法			
1	施術所開設届	開設したとき	法第9条の2第1項 則第22条	法第19条第1項 則第17条	明施 様式第1号	開設後 10日以内	2部
2	施術所届出事項変更届	開設者の住所・氏名、名称、業務の種類、従事者等を変更するとき	法第9条の2第1項 則第22条	法第19条第1項 則第17条	明施 様式第2号	変更後 10日以内	
3	施術所(休止・再開・廃止)届	休止期間が1年以内の休止するとき、再開するとき、廃止するとき	法第9条の2第2項	法第19条第2項	明施 様式第3号	休止再開廃止後 10日以内	
4	施術所開設者死亡(失そう宣告)届	開設者が死亡又は失そう宣告を受けたとき			明施 様式第4号	死亡後 10日以内	

出張のみの業務の場合(あはき法のみ)

	届出用紙の名称	事項	根拠法令等		様式	提出日	提出数
			あはき法				
5	施術者出張業務開始届	出張業務を開始したとき	法第9条の3		明施 様式第5号	開始後 10日以内	2部
6	施術者出張業務(休止・廃止・再開)届	休止期間が1年以内の休止するとき、再開するとき	法第9条の3		明施 様式第6号	休止再開廃止後 10日以内	
7	出張業務施術者死亡(失そう宣告)届	開設者が死亡又は失そう宣告を受けたとき	法第9条の3		明施 様式第7号	死亡後 10日以内	

滞在業務を行う場合(あはき法のみ)

	届出用紙の名称	事項	根拠法令等		様式	提出日	提出数
			あはき法				
8	施術者滞在業務開始届	区域外に滞在して業務を行おうとするとき	法第9条の4、則第24条		明施 様式第8号	事前	2部

※ 法・令・則：あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(あはき法)並びに柔道整復師法